

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年４月７日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） １件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問７件 →合格７件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年４月２１日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） １件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問４件 →合格４件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年５月１２日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） ０件 議題（２） ・ 感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問３件 →合格３件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年５月１９日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） ０件 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問２件 →合格２件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年６月２日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） ２件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問２件 →合格２件 却下０件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問１件 →合格１件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年６月１６日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 大会議室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） １件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問３件 →合格３件 却下０件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問２件 →合格２件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年７月７日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） ０件 議題（２） ・ 感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問４件 →合格４件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年７月２１日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） ０件 議題（２） ・ 感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・ 感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問１件 →合格１件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年８月４日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） ０件 議題（２） ・ 感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・ 感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問１件 →合格１件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和８年８月１８日（火） 午後１時３０分から２時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	７名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） １件 意見なし 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問０件 →合格０件 却下０件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問１件 →合格１件 却下０件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問１件 →合格１件 却下０件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（０３－３８４７－９４７６）

会議録

会 議 の 名 称	東京都台東区感染症診査協議会（結核部会）
開 催 日 時	令和8年9月1日（火） 午後1時30分から2時まで
開 催 場 所	台東保健所 研修室
議 題	（１）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告 （２）感染症法第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関する審議
委 員	7名
関 係 職 員	台東保健所長、保健予防課長、保健予防課感染症対策担当係長、保健予防課感染症対策担当職員
会議の傍聴の可否	公開（傍聴可） 部分公開（部分傍聴可） 非公開（傍聴不可）
傍 聴 者 数	－
会 議 概 要	議題（１） 0件 議題（２） ・感染症法第十八条第一項の規定による通知 諮問0件 →合格0件 却下0件 ・感染症法第二十条第一項の規定による勧告 諮問0件 →合格0件 却下0件 ・感染症法第二十条第四項の規定による入院の期間の延長 諮問1件 →合格1件 却下0件 ・感染症法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担 諮問3件 →合格3件 却下0件
所 管 課	保健予防課感染症対策担当（03－3847－9476）